

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年3月10日～2022年3月16日)

令和4年(2022年)3月18日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 裁判所による裁判官の地位の評価に関する憲法法院判決 国民議会の実施 ウクライナ国民支援法の成立 ゼレンスキー・ウクライナ大統領がアウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所跡博物館で演説する可能性 ロシアのウクライナ侵略がポーランドに波及する可能性の有無に関する世論調査結果 ハリス米副大統領のワルシャワ訪問 トルドー加首相のワルシャワ訪問 ラウ外相とプリンケン米国務長官との電話会談 ラウ外相とアミール・アブドラヒアン・イラン外相との電話会談 モラヴィエツキ首相のEU非公式首脳会合出席 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【11日】 ドゥダ大統領夫人と各国大統領夫人との電話会談 ドゥダ大統領のBBCインタビューにおける発言 ルブリン・トライアングル首脳会合の開催 ラウ外相のNY訪問 領域防衛軍による避難民支援 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【15日】 モラヴィエツキ首相及びカチンスキ副首相のキエフ訪問 NATOによる「平和維持ミッション」構想に関するカチンスキ副首相の発言 ドゥダ大統領とエルドアン・トルコ大統領との会談 ブワシュチャク国防大臣のNATO国防相会議出席								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 「F」 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 テロ脅威警戒レベル発令の延長								
経済 EU農業担当委員の食料市場に関する発言 ウクライナ避難民支援に対する国家予算負担の試算 ポーランド国立銀行のインフレ率予測 ポーランド経済研究所のポーランドGDP成長率予測 ポーランド開発基金の経済成長予測 中央統計局によるCPI上昇率の発表 鉄鋼価格の高騰 ノヴァク開発・技術大臣と米国務次官（経済成長・エネルギー・環境担当）との会談 PKN Orlen によるPGNiGの買収 ポーランド宇宙開発の動向								

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
 欧州でのテロ等に対する注意喚起
 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起
 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ
 「たびレジ」への登録のお願い
 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
 マイナンバーカード取得のお願い
 年金受給者の現況届提出について
 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて
 大使館広報文化センター開館時間
 文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000

<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

内 政

裁判所による裁判官の地位の評価に関する憲法法院判決【10日】

10日、憲法法院は、欧州人権条約第6条第1項について、国内裁判所又は国内裁判所が、①憲法、法律及びポーランド憲法法院の判決を無視することを可能としており、②欧州人権条約の解釈プロセスにおいて、国内裁判所の裁判官の任命手続に関する基準を独自に創設することを認めており、③司法制度、裁判所の権限、全国裁判所評議会(KRS)の体制、活動範囲、業務形態、評議員選出方法を規定する法律と憲法及び欧州人権条約との適合性を評価する権限を与えられている限りにおいて、憲法に反すると判示した。2021年11月9日、ジョブロ法務大臣兼検事総長が、欧州人権条約第6条第1項は国内裁判所又は国際裁判所に対して国内の裁判官の地位に関する評価を行うことを可能としていることなどが憲法に反しているとして憲法法院に審理を付託したことを受けて、今回の判決が下された。

国民議会の実施【11日】

11日、ドゥダ大統領の要請に応じ、ポーランド上下両院の合同会議である国民議会(National Assembly)が実施された。同会議は、ポーランドのNATO加盟23周年を記念して行われ、ゼレンスキー・ウクライナ大統領とストルテンベルグNATO事務総長もオンラインで出席し、演説を行った。ドゥダ大統領は、自身の演説において、ポーランドの国益としてのEU・NATOが一致団結する意義や米国のプレゼンスの重要性を強調した。また、同大統領は、ポーランド軍に関する歳出をGDP比3%増額することを想定した祖国防衛法の策定作業の進展に対する期待をにじませ

た。さらに、同大統領は、ウクライナに対する連帯やウクライナ人を助けているポーランド人に対する謝意を表明した。

ウクライナ国民支援法の成立【12日】

12日、ウクライナ避難民に対する包括的な支援・援助を定めるウクライナ国民支援法が成立し、2月24日に遡って発効した。同法の適用対象となるのは、ロシアのウクライナ侵略に関連して、2月24日以降に、①ウクライナからポーランドへ第三国を経由せずに直接入国したウクライナ国民及びその配偶者(国籍は問われない)や②ウクライナからポーランドへ入国した(第三国経由の有無は問われない)ポーランド人カード(Karta Polaka)を有するウクライナ国民及びその家族などとなっている。これらの人々は、ポーランドに滞在する意向を宣言することで、2022年2月24日から18か月間ポーランドに合法的に滞在できる。また、ポーランド滞在が合法であると認められた者は、ポーランドで公的サービスを受けるために必要とされる個人番号PESELの付与を申請することができるほか、ポーランドに滞在して9か月が経った段階で一度限りの3年間の一時滞在許可を申請することができる。さらに、同法が適用されるウクライナ国民は、就労や医療、教育、社会保障などの面で各種支援・援助を受けることができるようになる。なお、ウクライナ国民に宿泊施設と食事を提供するすべての者は、60日間にわたりウクライナ国民1人につき1日あたり40PLNの給付金を受け取ることができる。

ゼレンスキー・ウクライナ大統領がアウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所跡博物館で演説する可能性

【15日】

15日、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所跡博物館は、イスラエルのヤド・ヴァシェム研究所がロシアのウクライナ侵略とホロコーストとを比較されることを懸念してゼレンスキー・ウクライナ大統領が演説する場を提供することを断ったというイスラエルの報道を引用しつつ、同博物館を同大統領が演説する場とする可能性を示唆するツイートをした。これについて、クモフ大統領府国際政策局長官は、ゼレンスキー大統領は、プーチンの犯罪について世界に伝えるためのプラットフォームを与えられると述べた。

ロシアのウクライナ侵略がポーランドに波及する可能性の有無に関する世論調査結果【15日】

15日、ポーランド国営通信社(PAP)は、世論調査期間CBOSが実施したロシアのウクライナ侵略がポーランドに波及する可能性の有無に関する世論調査結果について報じた。世論調査結果によれば、

ポーランド人の大部分は、ウクライナにおける戦争がポーランドに波及する可能性があると考えていることが明らかになった。85%がウクライナの戦争がポーランドの安全保障にもたらす脅威について懸念していることを認めた一方、11%はそのような懸念を抱いていないと述べた。また、ウクライナでの出来事を注視しているか問われ、88%が「はい」、12%が「いいえ」と答えた。さらに、約90%のポーランド人がウクライナに対して経済・軍事支援が提供されるべきであると考えているほか、ウクライナ人に何かしらの金銭的・物質的支援・援助をしているかどうかについては、68%が肯定、32%が否定した。加えて、ロシア製品の購入を避けているかどうか問われた際、57%が「はい」、43%が「いいえ」と答えた。その他、ロシアによる核兵器使用の可能性の有無については、77%が「ある」、17%が「ない」と考えていることが明らかになった。なお、ポーランドへの核兵器の使用を懸念しているのは、全体の65%であった。

外交・安全保障

ハリス米副大統領のワルシャワ訪問【10日】

10日、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したハリス米副大統領と会談を行った。ドゥダ大統領は、ハリス副大統領の訪問は、ポーランドの空と陸を守る米兵と米軍の防衛システムに加えて、ポーランドにおける米国の更なるプレゼンスを示すものである、と述べ、ウクライナを救うために、我々は、EUと同じようにNATOにおいても、団結し、ワンボイスで話し、共にあり、連帯していかなければならないと強調した。ハリス副大統領は、米国は「NATOの領土を隅々まで」守る用意があると断言し、パトリオット・ミサイル防衛システム2基をポーランドに配備することを伝えた。同副大統領は、これは、同盟国、特に今におけるポーランドの安全保障に対する米国のコミットメントと義務を示すと同時に思い起こさせるためのものである、と説明した。

トルドー加首相のワルシャワ訪問【10日】

10日、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したトルドー加首相と会談を行った。ドゥダ大統領との会談ではウクライナへの支援方法、ウクライナ復興のための基金、難民の状況などについて議論された。モラヴィエツキ首相との会談では、ロシアに対する制裁及びロシアからのエネルギー独立について協議された。同首相は、「私は、我々が共にあり、これらの大きな課題に対して団結し、どのようにロシアの石油とガスを排除するか、そして制裁がウクライナと中・東欧地域の安全保障に効果的に影響を与えるようにするかといった、将来について議論していることに感謝している。なぜなら、トランスアトランティック・コミュニティの安全保障はこれに大きく依存しているからである」と述べた。

ラウ外相とプリンケン米国務長官との電話会談【10日】

10日、ラウ外相は、プリンケン米国務長官と電話会談を行い、ロシアのウクライナに対するいわれのない不当な侵攻に対する国際的な対応の調整について協議した。両外相は、ワルシャワとワシントンによるウクライナへの包括的な支援の継続と戦争行為から国外に逃れたウクライナ市民への人道的ケアの提供を確認した。また、両外相は、対露制裁政策の一貫した展開を発表し、ウクライナの原子力発電所を取り巻く状況に懸念を表明した。

ラウ外相とアミール・アブドラヒアン・イラン外相との電話会談【11日】

11日、ラウ外相は、アミール・アブドラヒアン・イラン外相と電話会談を行い、二国間関係等について議論を行った。アブドラヒアン外相は、ポーランドがウクライナからワルシャワ経由でイラン国民を避難させたこと、また、ポーランドがイランにいるアフガン難民を含むイラン国民のために200万回分のアストラゼネカ社製コロナウイルス・ワクチンを供与したことに対して感謝の意を述べた。ラウ外相は、ポーランドによる支援は、16世紀まで遡る友好関係によって長年にわたり結ばれているポーランドとイラン及びイラン国民との連帯の表れである、と指摘した。両外相は、国際問題やロシアのウクライナに対するいわれのない不当な武力攻撃によって引き起こされた武力紛争の政治的解決の見通し、JCPOAの早期復活の見通しについても協議した。

モラヴィエツキ首相のEU非公式首脳会合出席【10日～11日】

10日から11日にかけて、モラヴィエツキ首相は、仏・ヴェルサイユで開催されEU非公式首脳会合に出席した。同会合では、ウクライナ情勢とEUの防衛・エネルギー政策に関連する安全保障が主な議題となった。EU首脳は、共同宣言を採択し、ウクライナの欧州への統合に対する支持を表明した。同会合では、EUのさらなる経済発展や新たな欧州投資計画についても触れられた。モラヴィエツキ首相は、ロシアの原材料から独立するための偉大な決意があることを強調した。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【11日】

11日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談後、同大統領は、「ゼレンスキー大統領によると、ロシア軍はまだキエフを襲撃する準備ができていない。ロシア軍は住宅地や病院を爆撃することで、ウクライナの防衛者を破壊しようとしている。明日もマリウポリから民間人を避難させる試みが再び行われる予定である。これまでの試みは、すべてロシア軍による砲撃によって中断されていた。ゴッド・セイブ・ウクライナ！」とツイートした。

ドゥダ大統領夫人と各国大統領夫人との電話会談【11日～16日】

11日から16日にかけて、アガタ・コルンハウゼル＝ドゥダ大統領夫人は、米、仏、独、ハンガリー、マルタ大統領夫人及びブルクセンブルク大公妃殿下と電話会談を行った。同夫人は、ポーランドとウクライナの国境の現状や主に子どもや孤児、障がい者などの難民のニーズについて説明し、各国首脳の配偶者によるウクライナ難民の支援のための連合を発足させることを呼びかけた。

ドゥダ大統領のBBCインタビューにおける発言【13日】

13日、ドゥダ大統領は、ウクライナ情勢についてBBCのインタビューに応じ、「もしプーチンが大量破壊兵器を使用した場合、それは一種のゲームチェンジャーであり、米国を筆頭とするNATOの指導者は、この状況下で何をすべきかについて共に真剣に考えなければならない」と述べた。また、同大統領は、ポーランドによるMIG29戦闘機のウクライナへの供与問題について、「NATOの同盟国としての責任上、ポーランドは自らの判断で戦闘機をウクライナに引き渡すことはない。なぜなら、そのような決断をすれば、少なくとも同盟国から恨まれる可能性があり、また、ロシアとの関係において、同盟全体を困難な状況に追い込む可能性があるからである」と述べた。さらに、同大統領は、ウクライナ上空の飛行禁止空域の設定について質問され、「厳密な軍事的性質

を持つ非常に重大な決定である。なぜなら、これにはNATOの戦闘機をウクライナ領空に送り込む必要があり、これはおそらくNATOの戦闘機とロシアの戦闘機が衝突することを意味するからである。それは事実上、第三次世界大戦の始まりということになる」と回答した。

ルブリン・トライアングル首脳会合の開催【14日】

14日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワ旧王宮で開催されたポーランド・リトアニア・ウクライナ首相によるルブリン・トライアングル首脳会合に出席し、ロシアの行動とウクライナの人々への支援について議論した。首相らは、ロシアによる主権的・民主的国家への残忍でいわれのない軍事侵略を非難する共同宣言を採択した。モラヴィエツキ首相は、時代が変わり、世代が過ぎ去っても、ロシアは依然として侵略政策を続け、天然資源を利用して他の欧州諸国を脅迫している、と同会合後に述べた。また、同首相は、ロシアの国家とオリガルヒの資産を完全に凍結することを求め、今日、独立と主権を英雄的に守っているウクライナの復興のために同資産を用いることを呼びかけた。さらに、同首相は、ポーランドもベラルーシとの貿易を制限する追加措置を講じると表明し、軍事物資のみならずデュアルユース製品の輸送を阻止するためポーランド・ベラルーシ間の国境における車両のチェックを厳格化することを明らかにした。

ラウ外相のNY訪問【14日～15日】

14日から15日にかけて、ラウ外相は、本年のOSCE議長としてNYを訪問し、国連安保理会合に出席した。同外相は、ロシアの行動は世界に衝撃を与え、OSCEの活動の基礎をなす価値を揺るがしていると強調した。また、同外相は、ロシアの民間人に対するますます残忍になっている攻撃は、国家テロの特徴を持つ恥ずべき行為であると述べた。同時に、同外相は、国際社会には戦争犯罪を犯した者やそれに加担した者を裁く手段があることを強調した。さらに、同外相は、OSCE議長としての職務が公平性を欠いているとロシアから非難されたことに触れ、「公平性は、国際法・人道法の著しい違反が始まった時点で失われる。このような時には、良識と誠実さを保つことが我々の道徳的な義務である。加害者は、その行為に対して裁かれることになる。他方、我々は、これらの陰惨な行為にどのように対応するかで判断されるだろう。我々は、無関心なままではいられない」と応答した。

NY訪問中、同外相は、グリーンフィールド米国連大使、2022年3月の国連安保理議長国であるUAEのアブシャハブ国連次席常駐代表、モルディブのシャヒード国連総会議長、グテーレス国連事務総長とそれぞれ会談した。

領域防衛軍による避難民支援【14日】

14日、ブワシュチャク国防大臣は、領域防衛軍隷下の旅団長とのブリーフィングにおいて、ウクライナからの避難民を支援するため最大6,000人の領域防衛軍の兵士が展開することになるとの報告を受けた。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【15日】

15日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談後、同大統領は、「ロシア軍は絶えず標的型の攻撃をしてくるが、我々の防御を突破することはできない。我々は絶対に屈しないという決意を持っている。女性や子どもたちの面倒をみてくれてありがとう」とゼレンスキー大統領は語った。ウクライナの防衛者たちは支援を必要としている！」とツイートした。

モラヴィエツキ首相及びカチンスキ副首相のキエフ訪問【15日】

15日、モラヴィエツキ首相、カチンスキ副首相（国家安全保障・防衛問題委員長）は、チェコのフィアラ首相、スロベニアのヤンシャ首相とともに列車でキエフに移動し、ウクライナのゼレンスキー大統領、シュミハル首相と会談した。会談の主な議題は、ロシアのウクライナ侵略、治安の回復、ウクライナ人の英雄的闘争に対する敬意表明であった。同訪問の目的は、ウクライナの主権と独立に対するEU全体の明確な支持を確認し、ウクライナ为国家と社会に対する幅広い支援パッケージを提示することであった。モラヴィエツキ首相は、ポーランドはウクライナを断固として支持すると断言し、「EUは、ウクライナに対して極めて迅速にEU加盟候補国としての資格を与え、ウクライナのEU加盟を招請しなければならない。ウクライナは自由と独立のために戦っているだけでなく、欧州の基本的な価値を守っているのである」と強調した。同首相は、すべての欧州人及び世界中の善意の人々の良心に訴え、「ウクライナのない欧州は、もはや同じ欧州ではありえない。ウクライナのない欧州は、失敗と弱さの象徴となる。我々は皆、これを許すわけにはいかない」と述べた。さらに、同首相は、対露制裁の強化を改めて訴え、「EU市民の皆さん、あなた方の快適さ(comfort)は、ここウクライナの中心部にいる子供たちの血よりも大切なのだろうか？」と問いかけた。

NATOによる「平和維持ミッション」構想に関するカチテロ脅威警戒レベル発令の延長【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、ポーランド全域に発

ンスキ副首相の発言【15日】

15日、モラヴィエツキ首相と共にキエフを訪問したカチンスキ副首相は、「NATO、可能であればより広範な国際組織による平和維持ミッションが必要である。そのようなミッションは、ウクライナで任務を遂行するにあたって自衛することができなければならない」と発言した。同発言を受けて、16日、米国務省のネッド・プライス報道官は、ポーランド国営通信社(PAP)に対し、目標はできるだけ早く戦争を終わらせることにあるが、米軍をウクライナに派遣することは、ウクライナでの戦争を延長・拡大するだけであると述べ、同構想に対して難色を示した。また、同報道官は、ウクライナの領土に米国の兵士やパイロットがいることは、ロシアとウクライナの紛争をさらに大きく、深刻なものに変える可能性がある」と指摘した。

ドゥダ大統領とエルドアン・トルコ大統領との会談【16日】

16日、ドゥダ大統領は、アンカラを訪問し、トルコのエルドアン大統領と会談した。同会談では、特に二国間関係やウクライナ情勢について話し合われた。同会談では、ウクライナへの人道支援や、ポーランドに既に200万人近くいる難民の問題についても話し合われた。同大統領は、「私はここで、国際社会に対してポーランドへの援助を訴える。今こそ、どうしても援助が必要なのだ」と述べ、ウクライナから逃れてきた人々を支援している私人、ボランティア、NGO、その他すべての人々に感謝の意を表明した。同大統領は、「国際機関には、できる限り効果的な支援をお願いしている。なぜなら、我々は難民を助けるだけでなく、彼らがこの困難な時期を平穏に乗り切れるよう、きちんとした環境を提供したいからである」と述べた。

ブワシュチャク国防大臣のNATO国防相会議出席【16日】

16日、ブワシュチャク国防大臣は、NATO国防相会議に出席するためブリュッセルを訪問し、米国、フランス、カナダ、リトアニア及びデンマーク等の国防大臣とウクライナの状況について意見を交換した。ブワシュチャク大臣は「ウクライナは支援されるべきであるというポーランドの立場はご存じの通り明確である。ポーランドとの国境から20キロメートルの距離にあるウクライナ軍の基地が攻撃を受けており、我々の任務は、ロシアの侵略を受けている隣国を支援することである。また、ロシアに対する制裁は可能な限り厳しくしなければならない。」と述べた。

治 安 等

令されているサイバー空間におけるテロ脅威警戒レベル「CHARLIE-CPR」(4段階のうち第3段階)及

びウクライナ国境地域2県(ルベルスキエ県・ポドカルパツキエ県)に発令されているテロ脅威警戒レベル「BRAVO」(4段階のうち第2段階)を本年3月31日23時59分まで延長する政令に署名した。テロ脅

威警戒レベルの発令によって、治安当局や行政全体は警戒を怠らないようにするとともに、テロ対応の体制を整える義務を負う。

経 済

経済政策

EU農業担当委員の食料市場に関する発言【14日】

ヴォイチェホフスキEU農業担当委員は、EUは200万人のウクライナ避難民受入れのため、食料生産において農業従事者を支援する必要があると同時に、ロシアのウクライナへの攻撃がもたらす食料分野への影響が大きな課題と発言。EUの穀物輸入はウクライナが大きな割合を占め、EU市場に輸入されるトウモロコシの52%、小麦の19%、油糧種子の23%はウクライナから輸入されている。また同委員は、EUには食料輸出の余剰があり、ポーランドは食料純輸出国であるため、食料不足の危険はないが、食料安全保障の強化は優先されるべきと発言。具体的な措置として、豚肉市場への価格介入、休耕地義務の一時的な軽減、農業従事者支援として5億ユーロの緊急予備費の使用、肥料購入の緊急支援を挙げている。

ウクライナ避難民支援に対する国家予算負担の試算【15日】

ウクライナ避難民支援に関し、PEKAO銀行アナリストは、国家予算が負担する費用として、ウクライナ人に対する宿泊・食事代(1人1日40ズロチ、特別な場合は増額可能)の原則60日分の給付金の費用が200万人をカバーすると仮定して、国家財政への負担額は1ヶ月で24億ズロチ、2ヶ月で48億ズロチと試算した。最大200万人の避難民がポーランドに永住すると想定し、避難民1人の年間受入れ費用は約16,000ズロチと試算し、2022年の国家財政負担総額は240億ズロチに達する可能性があり、その後、毎年15%ずつ費用は減少していくものの、国家予算の収支は2022年と2023年に毎年100~150億ズロチが悪化すると分析し、避難民受入れ経費の一部は、国際機関(EU、世界銀行など)や他国からの援助で賄うべきとの見解を示した。

マクロ経済動向・統計

ポーランド国立銀行のインフレ率予測【14日】

ポーランド国立銀行(NBP)は、2022年のインフレ率は前年比10.8%増、2023年は同9%増、2024年は同4.2%増と予想。インフレの主因として、ウクライナ戦争の影響による食糧およびエネルギー価格の高騰を挙げている。NBPによると、食料は今年9.8%、1年後に8.7%、2024年に4.2%の値上がり予想。エネルギー価格(燃料を含む)の高騰はさらに速く、2022年には前年比26.2%も上昇すると予想。

ポーランド経済研究所のポーランドGDP成長率予測【14日】

ポーランド経済研究所(PIE)は、ウクライナでの戦争の影響でポーランドのGDP成長率は2022年に前年比3.5%、2023年に同3.6%に鈍化すると試算。成長を損なう主な要因として、ロシア、ウクライナとの貿易の途絶による輸出の減少、企業投資の減少、海外投資流入の減少、消費の変化を挙げている。さらに、PIEは、ポーランドの家計支出の減少は、ウクライナからの移民の支出によって補われると強調。移民は、前向きなサプライズを含め、次の四半期の経済成長の統計を混乱させる可能性があるとして述べている。

ポーランド開発基金の経済成長予測【14日】

ポーランド開発基金(PFR)のパヴェウ・ボリス総裁は、戦争と対ロシア制裁によりインフレが加速し、2023年にはポーランドを含む世界経済がスタグフレーションに陥る可能性があり、インフレを抑制するためには、経済成長を冷やす必要があるが、原材料の高騰により、まだ高止まりする可能性があるとして予測。さらに同総裁は、ポーランド通貨ズロチの下落傾向は長くは続かないと付言。

中央統計局によるCPI上昇率の発表【15日】

中央統計局(GUS)は15日、2022年1月に前年同月比9.4%増だったCPI(消費者物価指数)が、2月には同8.5%増になったと発表。2月のCPI上昇は、政府のインフレ防止対策として行った食料品及び燃料の付加価値税の引き下げによって鈍化した。食品価格の上昇率は1月の前年比9.6%から2月は7.8%と減速し、ガス価格は1月の前年比51.3%増から2月は前年比39.11%減と上昇率が上がった。

今後数ヶ月のCPI上昇の主な要因として、エネルギー価格と同様に給与の急上昇、ポーランドズロチの下落、ウクライナにおける戦争に伴う食料およびエネルギー価格への追加的圧力を挙げている。2022年のCPI上昇率の予測は、前年比9%~12%。

ポーランド産業動向

鉄鋼価格の高騰【11日】

当地報道紙によると、主要鉄鋼製品の価格は3月最初の1週間で9～13%、ロシアとウクライナの戦争が始まってからは80%上昇した。しかし、専門家によると、ポーランドの鉄鋼製品の輸入の25%がウクライナ、ロシア、ベラルーシから来ている事実があ

るが、それはEUで鉄鋼生産を強化することによって赤字を補うことが可能であり、短期的には、外国の鉄鋼に対する関税の制限を解除し、ETS排出権取引制度から鉄鋼業界を一時的に撤退させることで、高い鉄鋼価格を下げるができるとしている。

エネルギー・環境

ノヴァク開発・技術大臣と米国務次官（経済成長・エネルギー・環境担当）との会談【15日】

15日、訪米中のノヴァク開発・技術大臣はフェルナンデス米国務次官（経済成長・エネルギー・環境担当）と会談し、防衛や電子産業におけるポーランドと米国の協力、ロシアとウクライナの戦争に対する共通政策、特にクレムリンに対する制裁の調整について問題提起を行うとともに、エネルギー分野での協力についても話し合われた。同大臣は、ポーランドはガスの供給源と方向性を多様化する戦略を積極的に進めていることを伝え、米国のLNGの購入について言及した。米国産LNGの契約は、ポーランドだけでなく、ポーランドを通じてアクセスする他の中東欧諸国にとっても、競争力のあるガス市場を構築するために重要なステップと考えていると述べた。現在、シフィノウシチェにあるLNGターミナルのキャパシティ向上やグダンスクに浮遊式貯蔵設備ターミナルを立ち上げ、LNGの輸入能力を増強する計画もある。また、ポーランドの原子力開発計画についても議論し、ポーランドで持続可能なエネルギー移行を行うには、この種のエネルギーが最も安価な方法であると強調した。

PKN Orlen によるPGNiGの買収【17日】

競争・消費者保護庁(UOKiK)は、国営大手石油会社 PKN Orlen による国営石油ガス会社PGNiGの買収を決定した。Lotosグループの買収より厳しい条件は課されない見込みであるが、新組織は、PGNiGの子会社でポーランドのガス貯蔵施設を管理するGas Storage Poland 社を売却しなければならない。その理由は、Gas Storage Poland 社はPKN Orlen から形式的には独立しているものの所有権が分離されていないため、Gas Storage Poland 社の経営において資本グループメンバーが有利になるインセンティブが働くと考えられている。アナリストによれば、Gas Storage Poland 社の買い手として考えられるのはポーランドのガス送電システム運営会社 Gaz-System 社であり、他には、既にPGNiGからガス備蓄の一部を買い取ったポーランド政府戦略備蓄局(RAPS)が指摘されている。PKN Orlen のCEOは、Lotosグループの買収を6月後半から7月前半までに、PGNiGの買収を年末までに完了したいと述べている。

科学技術

ポーランド宇宙開発の動向【15～16日】

15日、訪米中のノヴァク開発・技術大臣とヴロフナ・ポーランド宇宙機関(POLSA)長官は、米国国際安全保障局の代表らと会談し、米国の宇宙関連企業との協力関係や、低軌道人工衛星を打ち上げるシステムをポーランドに導入するための関連協定の締結について話し合った。

また、16日に同大臣と同長官は、米国ロサンゼルス宇宙開発企業 Virgin Orbit 社を訪れ、人工衛星

を地球周回軌道に乗せる技術「LauncherOne」のユーザー候補として、同長官と同社ハートCEOの間で同意書に署名した。POLSAはポーランド国内からの打ち上げの可能性を分析する予定である。昨年1月にLauncherOneによる打ち上げが初めて成功してから12ヶ月足らずで3回の商業ミッションが成功し、打ち上げられた7機の小型衛星のうち2機がポーランドの SatRevolution 社製であった。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞

在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベバのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情

報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されます。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所:クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

【開催中】シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展【3月1日(火)～4月1日(金)】

ヴロツワフ市にて、社会福祉法人福田会主催「シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展」が開催されます。日・ポーランド関係において重要な出来事である、日本赤十字及び日本政府によるシベリア孤児救出の歴史等を紹介する展覧会です。観覧は無料です。

開催場所:ヴロツワフ市、Muzeum Sztuki Mieszczańskiej w Starym Ratuszu, Sukiennice 14/15, Wrocław

詳細: <https://siberianchildren.pl/panel-exhibition/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)